

## 新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱	新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱
<b>(目的)</b>	<b>(目的)</b>
<p>第1条 本要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第97条第8項第1号及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）第86条第2項第1号の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が受けなければならない外部の者による評価（以下「外部評価」という。）に関して、地域密着型サービスの外部評価事業の信頼性、透明性を確保するとともに、評価の普及定着に資することを目的として必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 本要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）第86条第2項の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が受けなければならない外部の者による評価（以下「外部評価」という。）に関して、地域密着型サービスの外部評価事業の信頼性、透明性を確保するとともに、評価の普及定着に資することを目的として必要な事項を定める。</p>
第2条 (略)	第2条 (略)
<b>(外部評価の頻度)</b>	<b>(外部評価の頻度)</b>
<p>第3条 事業者は、設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）ごとに、原則として少なくとも1年度内に1回は外部評価を受けるものとする。なお、新規に開設する事業所については、自己評価を実施の上、開設した日から1年3か月を経過する日までに外部評価の訪問調査を受けるものとし、初めて訪問調査を受けた日の属する年度の翌年度から、1年度内に1回の実施とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、原則として次に掲げる要件をすべて満たす場合には、事業者からの申請により、外部評価の実施回数を2年度に1回とする。ただし、当該実施回数を適用することについて、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村の同意が得られた場合に限るものとする。</p>	<p>第3条 事業者は、設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）ごとに、原則として少なくとも1年度内に1回は外部評価を受けるものとする。なお、新規に開設する事業所については、自己評価を実施の上、開設した日から1年3か月を経過する日までに外部評価の訪問調査を受けるものとし、初めて訪問調査を受けた日の属する年度の翌年度から、1年度内に1回の実施とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、原則として次に掲げる要件をすべて満たす場合には、事業者からの申請により、外部評価の実施回数を2年度に1回とする。ただし、当該実施回数を適用することについて、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村の同意が得られた場合に限るものとする。</p>

この場合、外部評価を実施しなかった年度については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

- (1) 評価をしないこととする年度の前年度分の外部評価について、第7条第4項第3号に定める評価結果等の提出が行われていること。
  - (2) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第108条において準用する第34条第1項の規定に基づく運営推進会議（以下「運営推進会議」という。）が、過去1年間に6回以上開催されていること。
  - (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
  - (4) 評価をしないこととする年度の前年度分の外部評価について、様式2「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況が適切であること。
- 3 前項の規定による適用を受ける場合の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 事業者は、外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の3月31日、又は外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の評価結果の通知から1か月を経過する日のいずれか遅い日までに、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村へ別紙1を提出するものとする。
  - (2) 別紙1の提出を受けた市町村は、前項に規定する要件について審査し、外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の3月31日までに提出を受けたものについては4月15日まで、外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の評価結果の通知から1か月を経過する日までに提出を受けたものについては市町村の受領日から15日を経過する日までに、別紙2を添付して県へ提出するものとする。
  - (3) 県は提出を受けた別紙1及び別紙2を確認し、前項の適用についての可否を決定し、別紙3により事業所へ、別紙4により市町村へ通知する。
  - (4) 県は前号の通知を行った場合は、別紙5により適用を決定した事業所を、通知の日の属する月の翌月の10日までに、外部評価機関へ連絡することとする。
  - (5) 事業者は、適用が決定し外部評価を実施しない年度についても、自己評価を適切に実施するものであること。
- 4 事業所において、ユニット数の増減により事業所の運営状況が変化した

この場合、外部評価を実施しなかった年度については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

- (1) 評価をしないこととする年度の前年度分の外部評価について、第7条第4項第3号に定める評価結果等の提出が行われていること。
  - (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
  - (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
  - (4) 評価をしないこととする年度の前年度分の外部評価について、様式2「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況が適切であること。
- 3 前項の規定による適用を受ける場合の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 事業者は、外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の3月31日、又は外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の評価結果の通知から1か月を経過する日のいずれか遅い日までに、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村へ別紙1を提出するものとする。
  - (2) 別紙1の提出を受けた市町村は、前項に規定する要件について審査し、外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の3月31日までに提出を受けたものについては4月15日まで、外部評価を行わないこととしたい年度の前年度の評価結果の通知から1か月を経過する日までに提出を受けたものについては市町村の受領日から15日を経過する日までに、別紙2を添付して県へ提出するものとする。
  - (3) 県は提出を受けた別紙1及び別紙2を確認し、前項の適用についての可否を決定し、別紙3により事業所へ、別紙4により市町村へ通知する。
  - (4) 県は前号の通知を行った場合は、別紙5により適用を決定した事業所を、通知の日の属する月の翌月の10日までに、外部評価機関へ連絡することとする。
  - (5) 事業者は、適用が決定し外部評価を実施しない年度についても、自己評価を適切に実施するものであること。
- 4 事業所において、ユニット数の増減により事業所の運営状況が変化した

場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、ユニット数が増加した場合は当該ユニットに係る外部評価は起算日の属する年度の翌年度からとするが、起算日の属する年度中に自己評価を実施することが望ましい。ユニット数が減少した場合は、起算日が外部評価の契約日以降である場合、原則として当該ユニットについても当該年度の外部評価を実施するものとする。ただし、起算日が外部評価の契約日以降で評価実施日以前であり、かつ、起算日が評価実施日以前であることを県が確認できた場合は、当該ユニットについての外部評価を要しない。この場合、当該事業所は市町村に体制の変更届を受理された後、速やかに評価機関を通じて県へ変更内容及び受理日を連絡すること。

#### 第4条～第8条 (略)

##### (運営推進会議との関係)

第9条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

2 前項の評価は、第3条第2項に規定する「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことに係る継続年数に算入することはできない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月26日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以前に評価結果を公表している認知症対応型共同生活介護事業所においては、その公表日から1年以内に外部評価を実施し、公表すること。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により事業所の運営状況が変化した場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、新規開設の事業所と同様の扱いとする。
- 3 新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱により、既に選定されている評価機関については、本要綱の選定要件を満たしているものとみなす。

場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、ユニット数が増加した場合は当該ユニットに係る外部評価は起算日の属する年度の翌年度からとするが、起算日の属する年度中に自己評価を実施することが望ましい。ユニット数が減少した場合は、起算日が外部評価の契約日以降である場合、原則として当該ユニットについても当該年度の外部評価を実施するものとする。ただし、起算日が外部評価の契約日以降で評価実施日以前であり、かつ、起算日が評価実施日以前であることを県が確認できた場合は、当該ユニットについての外部評価を要しない。この場合、当該事業所は市町村に体制の変更届を受理された後、速やかに評価機関を通じて県へ変更内容及び受理日を連絡すること。

#### 第4条～第8条 (略)

##### (新設)

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月26日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以前に評価結果を公表している認知症対応型共同生活介護事業所においては、その公表日から1年以内に外部評価を実施し、公表すること。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、ユニット数の増減により事業所の運営状況が変化した場合には、市町村が体制の変更届を受理した日を起算日として、新規開設の事業所と同様の扱いとする。
- 3 新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱により、既に選定されている評価機関については、本要綱の選定要件を満たしているものとみなす。

なお、新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱により定めた規定等を、本要綱及び新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定要項に定める規定等に対応させ、本要綱施行の日から2か月以内に知事に届け出ること。

ただし、評価調査員については、新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定要項別記2のフォローアップ研修を受講しなければならない。なお、既に終了している場合は、その旨を速やかに報告するものとする。

4 新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱及び新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要領は平成19年9月30日をもって廃止する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月6日から施行する。ただし、平成21年9月30日までに訪問調査を受ける場合は、改正前の要綱によるものとする。
- 2 本要綱に定める訪問調査と介護保険法の規定に基づく介護サービス情報の公表制度の調査を同一日に実施する場合は、第3条に規定する「1年度内」の期間については、介護サービス情報の公表制度の調査計画年度によるものとする。
- 3 平成19年6月26日附則の2の取扱いについては廃止する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第4号に定める実践状況が適切であるべき外部評価項目は、平成21年9月30日までに訪問調査を受けた外部評価の結果については「3, 5, 6, 8」と読み替えるものとする。
- 3 第3条第3項第1号の規定にかかわらず、平成22年度外部評価を実施しないこととするための別紙1の提出は、平成22年5月6日からとし、提出締切日は平成22年5月31日又は平成21年度外部評価の評価結果の通知から1か月を経過する日のいずれか遅い日までとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月9日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

なお、新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱により定めた規定等を、本要綱及び新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定要項に定める規定等に対応させ、本要綱施行の日から2か月以内に知事に届け出ること。

ただし、評価調査員については、新潟県地域密着型サービス外部評価機関選定要項別記2のフォローアップ研修を受講しなければならない。なお、既に終了している場合は、その旨を速やかに報告するものとする。

4 新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要綱及び新潟県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要領は平成19年9月30日をもって廃止する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月6日から施行する。ただし、平成21年9月30日までに訪問調査を受ける場合は、改正前の要綱によるものとする。
- 2 本要綱に定める訪問調査と介護保険法の規定に基づく介護サービス情報の公表制度の調査を同一日に実施する場合は、第3条に規定する「1年度内」の期間については、介護サービス情報の公表制度の調査計画年度によるものとする。
- 3 平成19年6月26日附則の2の取扱いについては廃止する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項第4号に定める実践状況が適切であるべき外部評価項目は、平成21年9月30日までに訪問調査を受けた外部評価の結果については「3, 5, 6, 8」と読み替えるものとする。
- 3 第3条第3項第1号の規定にかかわらず、平成22年度外部評価を実施しないこととするための別紙1の提出は、平成22年5月6日からとし、提出締切日は平成22年5月31日又は平成21年度外部評価の評価結果の通知から1か月を経過する日のいずれか遅い日までとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月9日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成 21 年 7 月 6 日附則の 2 の取扱いについては廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 ～ 様式 4 (略)

別紙 1 ～ 別紙 5 (略)

2 平成 21 年 7 月 6 日附則の 2 の取扱いについては廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 4 日から施行する。

様式 1 ～ 様式 4 (略)

別紙 1 ～ 別紙 5 (略)